

平成 27 年 4 月 1 日

27 川井病医第 119 号

川崎市立井田病院病院機能評価対策委員会運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、川崎市立井田病院院内委員会要綱より設置する川崎市立井田病院病院機能評価対策委員会(以下「委員会」という)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 機能評価受診準備に関すること。
- (2) 機能評価認定取得に関すること。
- (3) その他検討に必要な事項に関すること。

(庶務)

第 3 条 委員会の庶務は、委員長が指名する職員が行う。

(委任)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。